

## 付託議案の取り扱い及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する 理事会決定事項

### 【付託議案の取り扱い】

#### ①分科会の担当割り振りについて

付託された議案4案は、別紙（分科会分担表）のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

#### ②審査等の日程について

- ・6月6日（火） 本会議散会後に全体会を開き、各分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う。
- ・6月15日（木） 総務分科会で質疑を行う。
- ・6月16日（金） 健康福祉分科会で質疑を行う。
- ・6月19日（月） 市民環境経済分科会で質疑を行う。
- ・6月20日（火） 建設分科会で質疑を行う。
- ・6月21日（水） 文教分科会で質疑を行う。
- ・6月23日（金） 午前10時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、6月26日（月）・27日（火）の全体会の議事を確認する。
- ・6月26日（月） 午前10時、全体会で質疑を行う。
- ・6月27日（火） 午後1時、全体会で討論・採決を行う。

なお、分科会の開会時刻については、委員長が各分科会長に確認した上で、各委員に通知する。（6月13日（火）に議場配付予定）

また、分科会が予定の日程で終わらない場合は、分科会長が委員長に申し出て、適宜分科会を開会することとする。

3つ以上の分科会・委員会が重なるおそれがある場合には、6月22日（木）の予備日に開会する。また、予備日に3つ以上の分科会・委員会が重なることとなった場合の、分科会の開会時刻や開会場所については、それぞれの分科会長と相談の上、最終的には委員長の判断に任せる。

#### ③全体会での質疑について

- ・付託された議案第1号から第3号まで及び第10号の議案4案を一括して議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。

- ・時間については、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、6月23日（金）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者の一覧については、6月23日（金）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、6月23日（金）の午後1時までに委員長の許可をとる。

#### ④討論及び採決について

- ・討論・採決の順序は、議案番号順とする。
- ・討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。無所属の委員も挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

#### ⑤全体会の執行部への出席方要求について

- ・6月6日（火）の全体会の出席理事者については、求めない。
- ・6月26日（月）の質疑を行う全体会及び6月27日（火）の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、市長及び教育委員会に対して行い、その他の執行機関には行わない。
- ・出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、6月23日（金）の理事会で伝える。

#### ⑥修正案等について

- ・予算案に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う6月26日（月）の午後5時、あるいは、全体会の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、全体会散会后1時間以内に事務局へ提出する。
- ・修正案等が提出された場合は、6月27日（火）の討論・採決の日の午前9時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。

## 【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

### ○傍聴

- ・傍聴者のマスクの着用は個人の判断に委ねる。

### ○休憩及び換気

- ・休憩については、通常どおり2時間を目途にとる。
- ・換気は休憩時に行う。

### ○マスク等の着用

- ・議場出席者のマスク着用は個人の判断に委ねる。
- ・フェイスシールド及びマウスシールドの着用を認める。なお、フェイスシールド及びマウスシールドは自身で用意する。

### ○水差し

- ・委員長席を除いて水差しは設置しない。ただし、発言予定者に限り、ペットボトルまたはマイボトルの議場への持ち込み及び発言時の水分摂取を認める。なお、飲料は水に限る。
- ・水分摂取の方法（自身で準備したコップで飲むまたはじかに飲むなど）は各自の判断に委ねる。
- ・持ち込んだペットボトルまたはマイボトルについては、議席の机の上には置かず、机の下の収納部分に入れる等、保管場所を工夫する。
- ・理事者も委員と同様に、ペットボトルまたはマイボトルの議場への持ち込み及び発言時の水分摂取を認め、取り扱いは委員と同様とする。なお、議場への持ち込みの判断は理事者一任とする。